

郡山市自動体外式除細動器貸出要綱を次のように定める。

平成22年 3 月25 日

郡山市長 原 正 夫

郡山市自動体外式除細動器貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の所有する自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）を各種行事の開催時に貸し出すことにより、心停止状態にある者への迅速な救命活動に備え、もって市民の安全と安心の確保を図ることを目的とする。

(貸出機器)

第2条 この要綱により貸出しを行うA E Dは、各行政センター、各行政センター連絡所及び保健所（以下行政センター等という。）に配置されたA E Dとする。

(貸出しの対象)

第3条 A E Dの貸出しは、市内において10名以上の市民が参加し、かつ、営利を目的としない行事（行政センター等の閉庁日及び閉庁時間に行われるものに限る。以下「対象行事」という。）を主催する団体等に所属する医療従事者又はA E Dの使用方法及び心肺蘇生法措置に係る講習を修了した者に対し行う。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(貸出しの条件)

第4条 A E Dの貸出台数は、1 対象行事につき1 台とする。

2 A E Dの貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、対象行事に立ち会わなければならない。

(貸出期間)

第5条 A E Dの貸出期間は、引渡しの日から起算して3 日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(借用申請)

第6条 A E Dの借用の申請をしようとする者は、貸出しを受ける前にあらかじめ自動体外式除細動器（A E D）借用申請書（第1 号様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの許可)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、貸出しを許可する場合は、自動体外式除細動器（A E D）貸出許可書（第2 号様式）を交付するものとする。

(使用説明)

第8条 市長は、A E Dの貸出しに際し使用方法及び注意事項を十分に説明するとともに、取扱説明書その他の関係資料を添付して貸し出すものとする。

(費用の負担)

第9条 A E Dの貸出しに係る費用は、無料とする。ただし、貸出期間中におけるA E Dの運搬、維持管理等に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(使用者の責務)

第10条 使用者は、A E Dを返還するまでの間において、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、A E Dの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) A E Dは、取扱説明書その他の関係資料に沿って適切に使用すること。
- (2) A E Dを目的外に使用しないこと。

(3) A E Dを処分又は転貸しないこと。

(賠償責任等)

第11条 使用者はA E Dを亡失し、又は破損させた場合は、A E D亡失等届出書を提出するものとする。

2 使用者がA E Dを亡失し、又は破損した場合は、A E Dを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(返還)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、A E Dの貸出しの許可を取り消し、A E Dを返還させることができる。

(1) 貸出しの許可を受けた者がこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 行政センター等でA E Dが必要な事態が生じたとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

自動体外式除細動器（AED）借用申請書

年 月 日

郡山市長

住 所
団 体 名
申 請 者
修了者等名
電 話 番 号

印

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を借用したいので次のとおり申請します。なお、破損した場合は、原状に復し、返却します

[illegible]

※ 行事の開催案内・パンフレット類がありましたら、添付してください。

※ 医療従事者又はAEDの使用方法及び心肺蘇生法措置に係る講習を修了した者であることを証する書類（免許証、修了証等）の写しを1部添付してください。

第 2 号様式（第 7 条関係）

自動体外式除細動器（A E D）貸出許可書

年 月 日

（団 体 名）

（修了者等名） 様

郡山市長



年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、次のとおり許可します。

貸 出 年 月 日	年 月 日
返 還 年 月 日	年 月 日
行事の名称等	
開 催 場 所	

※遵守事項

- 1 A E Dは、取扱説明書及び関係資料に沿って適切に使用すること。
- 2 A E Dを亡失し、又は破損させた場合は、原状に復し、又はその損害を賠償すること。
- 3 A E Dを目的外に使用しないこと。
- 4 A E Dを処分又は転貸しないこと。
- 5 A E Dは、期日までに返還すること。

第 3 号様式（第11条関係）

自動体外式除細動器（A E D）亡失等届出書

年 月 日

郡 山 市 長

届出者

住所
団体名
修了者等名
電話番号

印

A E Dを亡失・破損したので次のとおり届出します。

亡失年月日	年 月 日
種 別	☐ 亡 失 ☐ 破 損
亡失等の状況	

注 亡失等の状況欄には、亡失又は破損に至った経過を詳細に記載すること。